

総務常任委員会報告書

令和3年11月30日

委員長 清原 哲史

総務常任委員会に議会閉会中の調査事項として付託を受けた事項について、調査の概要を報告します。調査に際し、10月25日に総務部長及び関係各課に出席を求め、委員会を開催しました。

【管財課】

＜報告事項＞入札結果(令和3年7～9月)についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞古賀水再生センターの工事及び市営花見団地1棟外壁等改修工事監理業務委託はいずれも入札不調になり、双方とも随意契約となっているが、入札を再度行わなかった理由はとの問いに、古賀水再生センターの工事は一般競争入札で広く周知をしたにもかかわらず、1者からの応札しかなかったため、再度入札にかけても応札するところがないとの判断で随意契約とした。市営花見団地の業務委託については、指名業者5者から応札があったが、予定価格以上の応札であったことから、再入札しても同じ結果になると判断し、随意契約としたとのこと。

古賀市市有施設高圧電力需給契約だが、CO₂の係数は契約条件にあるのかとの問いに、CO₂係数を仕様に入れた場合、新規の電力会社が不利になることのほうが多いこともあり、現在のところCO₂の係数は仕様には含めていない。今後は、CO₂の問題を意識する必要があると思われるので、仕様に入れるかは検討課題になるとのこと。

公共施設等総合管理計画のプランが出されているが、普通財産の管理状況はとの問いに、普通財産の管理はエクセルで一覧を作成し管理しており、決算審査の時に監査委員に一覧表を渡し、報告しているとのこと。

【デジタル推進課】

＜報告事項＞スマホ教室についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞スマホ教室は、アプリの紹介や使い方だけで終わるのか、詐欺などへの対策も教室で行われているのかとの問いに、教室の内容は①スマホの基本的操作、②LINE等のメッセージアプリの使い方、③アプリを使っの講座、④国の事業なのでマイナンバーカードを使っの講座の4講座を行っており、①の中でインターネットの危険性についても注意喚起をしているとのこと。

デジタル推進課で取り組んでいる事業はとの問いに、紙やアナログの資料をデジタル化していくデジタイゼーションを主に行っており、例えば、AI-OCRという形で紙の申請書を読み取ってデータに起こすような作業や、アンケートツールをいろんな課に展開する作業をメインで行っている。また、入力作業の自動化(RPA)においては、ベンダーの選定作業を行っているとのこと。

市民サービス向上に向けての情報収集はされているのかとの問いに、市民サービスの向上についての情報収集は行っており、必要なものについては担当各課に連絡しているとのこと。

4月からAIチャットボットが導入されたが、運用状況と効果はとの問いに、質問内容に対する答えの分量がかなりあり、まずは分野を絞って入力し、随時、回答できる範囲を広げている。例えば新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種の時期などにそれらのQ&Aを追加

し、予約方法の問い合わせなどに職員が対応しなくても回答ができるなどの面で効果が上がっているとのこと。

【総務課】

＜報告事項＞①第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査、②文化の日記念式典、③年末の交通安全街頭啓発、④古賀市消防団出初式、⑤新型コロナウイルス感染症対策本部会議、⑥改正個人情報保護法対応支援業務委託についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞投票時間の変更があっているが、周知はどのようになっているかとの問いに、10月の区長会で報告し、市ホームページ、チラシ、入場整理券等で強調表示。当日は、ホームページ、d ボタン、防災無線及び防災メール等で午後 8 時まで投票できることを周知したいとのこと。

農林振興課でため池ハザードマップの作成が進んでいるが、危機管理係との関係はどの問いに、策定中の総合防災マップには、紙面の都合上、ため池ハザードマップの全てを掲載することができないので、県公表の浸水想定区域図を市ホームページに既に掲載している状況等を記載する方向で検討しているとのこと。

古賀市に防災士の支部を作りたいという意見もあり、防災士の名簿が必要だが、防災士会に問い合わせをしても、個人情報で教えられないとのことなので、市主催で防災士会を立ち上げられないのかとの問いに、防災士の団体が福岡県やその他の自治体にあることは承知しているが、任意の団体であって自治体が主催しているものはないと把握している。有志で設立したいとの相談があった場合は、日本防災士機構と協議し協力することは、検討の必要があるとのこと。

【人事秘書課】

＜報告事項＞①職員採用試験、②職員の労務管理、③地方公務員法の改正に伴う定年延長についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞定年延長を具体的に検討しなければならないが、課題としてどういうものがあるのかとの問いに、国から制度設計に関して詳細な骨子が示されていないが、段階的に定年年齢を引き上げていく過程の中で、在職中の職員の処遇、給与の取扱い、職位、職責などを制度の骨子の中で、今後検討していくことになるとのこと。

超高齢化社会に入っていくわけだが、職員の地域への応援团的なものが欠かせない。市職員の地域担当制は視野にあるのかとの問いに、人材育成方針に、地域に入り意見を聴きながら政策に充てていくことは掲げている。自治会役員などの地域の担い手不足には危機感を持っている。職員ができる支援をするという考え方がある一方で、自治会に深く職員が関わることになると、自治ではなくなることが懸念され、慎重な見極めが必要であり、これからも研究を続けたいとのこと。

【まちづくり推進課】

＜報告事項＞①まちづくり出前講座、②令和 3 年度公募型補助金の審査、③つながりひろば活動状況、④校区コミュニティに関する今後の方向性、⑤多文化共生事業、⑥国際交流事業についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞公募型補助金の審査結果の内訳の中で「その他」の項目の評価が非常に大きくなっているが、具体的にどういった点が評価につながったのかとの問いに、古賀市民クリスマスマーケット事業については、イベントによる地域活性化を図ろうという趣旨、コロナ禍に

においても積極的に展開されているところ。引きこもりの人へのアウトリーチ支援による孤立防止事業については、行政でもなかなか把握できない引きこもりの方の支援活動に市民団体として取り組んでいくもので、公益的な部分で非常に必要な活動として評価されたとのこと。

まちづくり基本条例では、自治会と校区コミュニティの役割を明文化すると書いているが、実際、市民からみると自治会、校区コミュニティの役割はほとんど理解されておらず、自治会の現状は、若い人は加入しない、高齢者、特に一人暮らしの高齢者は負担になり退会する状況。校区コミュニティの活動を支援するより、足元の自治会をどう構築するのかとの問いに、自治会について今回の指針には「様々な地縁型コミュニティの基盤となる存在」、「まちづくりにおける行政の重要なパートナー」ということを明記し、自治会が地域のまちづくり活動の基盤という認識を示している。自分たちで自分たちの活動を考える場をつくることが大事で、まちづくり推進課の職員も参加し、一緒に考えたいとのこと。

校区コミュニティの制度をつくったのは、やがて自治会が高齢化して運営できなくなるということが出発点だったはず。区長制度は廃止すべきと以前にも指摘したが、区長委嘱制度と校区コミュニティ制度の並立が、今日の事態を招いたのではとの問いに、旧指針では、校区コミュニティに一本化していくことを示していたが、それをしきれなかったことが校区コミュニティの方が一部混乱した原因と思う。今回の新たな指針では、古賀市としては一本化をせず、校区コミュニティは必ず設置する必要はないとのこと。

なぜ区長制度を廃止して、校区コミュニティ制度に一本化できなかったのかきちんと総括すべきであり、それなくしての方針転換はまさに逃げの姿勢ではとの問いに、まちづくり推進課の内部において、これまでの経緯、効果など一定の総括は行っているとのこと。

多文化共生推進協議会の構成メンバーはとの問いに、すべて外部の方で、保育関係者、教育関係者、小・中・高の校長、技能実習生を受け入れている企業の担当者、商工会、外国籍居住者が多い地域の行政区長、多文化共生の専門家、市民公募の2名を加えた合計15名で構成しているとのこと。

【財政課】

<報告事項>①個別補助金の審査、②令和4年度予算編成についての報告がありました。

<質疑及び回答>ここ数年の予算編成は枠配分だったが、令和4年度予算編成は全件査定となった理由はとの問いに、新マスタープランの枠組みに事業を合わせる形になるためとのこと。

財政見通しの中で、令和8年度の市債残高は令和3年度より39億円増加する見通しとなっているが、大きな要因は何かとの問いに、積算している事業の個別具体的な説明は未確定なため示せないが、5年間で投資的経費がそれだけ増える見込みであるとのこと。

中期財政見通しの推計条件で、市民税は以前過去2年分となっていたが、今回は過去5年分になっている。また、臨時財政対策債は前年度通知額から前年度決算額に変わっているがその効果はとの問いに、市民税の見込みについては、今回については新型コロナウイルス感染症の影響もあり、過去5年間分を見たほうが正確に見通せると判断。臨時財政対策債の決定額と通知額の違いは決定される時期によるもので、これを作成した時は決定されていたので、今回は決算額にしたとのこと。

【経営戦略課】

<報告事項>①市公式ホームページ、②バナー広告、広報紙広告、③市民からの相談、④無料法律相談、⑤おくやみ案内、⑥公共交通、⑦インキュベーション促進事業についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞おくやみ案内に対する市民の評価はどの問いに、窓口での聞き取りでは、予約が3日前となっているが、急いでいる場合は当日でも案内してほしいとの要望が上がっており、要望になるべく沿った形で対応しているとのこと。

おくやみ案内はどれくらいの時間短縮になったのかとの問いに、なんでもきくコーナーで受付後、リレーによりつないでいく方式をとっており、ワンストップとは異なるやり方だが、予約が入った段階で各担当課には情報が行き、準備ができており、当日は確実にリレーでつないでいくので、各窓口での本人確認を省略でき、かなり負担が少ない形で案内ができているとのこと。

地域公共交通網形成計画で市民参加の強化が言われているが、コロナ禍で取り組めない状況であった。宣言が解除された今日、どのように市民参画を進めるのかとの問いに、11月の後半をめどに、花鶴丘の各行政区、日吉台区、筵内区、久保区を対象に、地域協議会を開催する方向で進めているとのこと。

公共交通ネットワークについては、A I オンデマンドバスを含め、まち全体のバスの運行をどう考えているのかとの問いに、西鉄バス古賀市内線が中心となるため、最初から市全体を最適化するのには難しい。より良い路線や便数を設定し、バスの本数と運転手の数をどう各系統に振り分けるかを考えたい。また、A I オンデマンドバスと西鉄バスとのネットワークがうまくいくように双方を調整し、地域ごとの最適化を進めていくことで、全体として使いやすい公共交通になると地域公共交通網形成計画の中で整理しているとのこと。

インキュベーション促進事業委託の株式会社SALTとの契約決定過程の状況についての問いに、公募型プロポーザルで選定している。申込み期限の7月28日時点で2者から参加申し込みがあり、8月12日にプレゼンテーション審査を行い決定した。

本契約前に収支見通しを求めていたが、本日収支見通しが示され説明なしに契約されたのは遺憾である。どう考えているのかとの問いに、収支見通しについては本日晒したものが提案され、契約については妥当と判断したとのこと。

プロポーザルに参加した各社の動機。古賀市になぜ興味を示したのかとの問いに、株式会社SALTは、福岡市今宿で同様の事業を行っており、福岡市中心部からの距離が今宿と古賀はほぼ同じ距離感。今宿は目の前が海だが、薬王寺は目の前が山といった環境面に強く関心を持ち、事業の方向性と距離感から薬王寺での事業展開に非常に魅力があると感じられたこと。もう1社については、福岡市中央区や北九州市でコワーキングスペースの運営をしており、中間にある古賀市で事業展開することで、自らの事業にも有益と判断されたこと、とのこと。

株式会社SALTの契約後の社名変更や出資を受けているのか等の経営状態について、業務契約として問題はないのかとの問いに、社名変更の件は、東京で起業後、代表も福岡に移住し福岡で事業展開されており、10年目のタイミングで、実際に運営しているワーキングスペースの名称（SALT）が分かりやすいということで社名変更を検討されていたと把握している。業務提携については、資本提供を受けているのではなく、双方資本金を出資しており、特に問題がないと認識しているとのこと。また、福岡銀行と東京でダイアゴナルランというコワーキングスペースを運営していること、西鉄とも共同で福岡市天神のコワーキングスペースを運営するなど5年以上この事業を継続している点からも問題がないと考えているとのこと。

以上で、議会閉会中の所管事務調査報告を終わります。